

21 役員及び評議員の 報酬等に関する規程

(令和2年7月1日施行)



社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団

社会福祉 埼玉県社会福祉事業団役員及び評議員の報酬等 法 人 に関する規程

平成 29 年 6 月 23 日
埼 社 事 規 程 第 1 号

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）定款第 8 条及び第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 理事のうち、常勤の理事とは事業団を主たる勤務場所とする者をいい、非常勤の理事とは常勤の理事以外の者をいう。
- (3) 監事は非常勤とする。
- (4) 評議員は非常勤とする。

(報 酬)

第 3 条 役員及び評議員に対する報酬の支給は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 常勤の理事のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 2 条の規定により埼玉県から派遣される者の報酬は月額とし、職員の給与に関する条例（昭和 27 年埼玉県条例第 19 号）その他の埼玉県職員を対象とする諸規程（以下、県給与規程）の適用を受け、管理職手当、地域手当（管理職手当に係る部分に限る）及び勤勉手当の年間支給額に相当する額を 16.93 で除した額を支給する。なお、県給与規程に改正があり報酬額に変更が生じた場合は、改正前に支給した月額との差額を 3 月分の支給額で調整する。ただし、常勤の理事のうち事業団の職員を兼務し、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団職員給与規程（平成 15 年埼社事規程第 1 号）（以下「職員給与規程」という。）の適用を受ける者に対しては、報酬は支給しない。
- (2) 非常勤の理事及び監事の報酬は月額 13,800 円とし、理事会等に参加した都度、別表第 2 に掲げる総額の範囲内で現金により支給する。
- (3) 評議員の報酬は月額 13,800 円とし、評議員会に参加した都度、別表第 3 に掲げる総額の範囲内で現金により支給する。

(費用弁償)

第 4 条 非常勤の役員及び評議員が会議に参加し又は出張したときは、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団旅費規程（昭和 47 年埼社事規程第 9 号）の定めるところによる。

(通勤手当)

第 5 条 常勤の役員に対しては、通勤手当を支給する。

- 2 通勤手当の支給額は、職員給与規程の定めるところによる。

(期末手当)

第 6 条 常勤の役員（事業団の職員を兼務する理事は除く）に対しては、報酬月額及びその報酬月額に 100 分の 45 を乗じて得た額の合計額に 6 月と 1 2 月に 100 分の 170 を乗じて得た額を期末手当として支給する。ただし、在職期間が 6 箇月未満の場合にあっては、本文に規定する額にその者の在職期間の次

の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額をもって期末手当の額とすることができる。

- (1) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (2) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (3) 3箇月未満 100分の30

(基準の公表)

第 7 条 事業団はこの規程をもって、社会福祉法第 5 9 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行うものとする。

附 則

この規程は、平成 2 9 年度定時評議員会の終結の時から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

ただし、改正後の第 3 条及び第 6 条の規定については、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

(別表第 1) 非常勤の理事及び監事に対し理事会等への出席の都度、下表の総額の範囲内で支給する。

区 分	年間支給額
非常勤の理事	2 0 7, 0 0 0 円 (13,800円×3人×5回)
監 事	1 6 5, 6 0 0 円 (13,800円×2人×6回)
総 額	3 7 2, 6 0 0 円

※ 非常勤の理事のうち、報酬の支給対象としない県職員等は除く。

(別表第 2) 評議員に対し評議員会への出席の都度、下表の総額の範囲内で支給する。

区 分	年間支給額
評 議 員	4 9 6, 8 0 0 円 (13,800円×12人×3回)
総 額	4 9 6, 8 0 0 円

※ 評議員のうち、報酬の支給対象としない県職員は除く。